



神奈川県
教育委員会

神奈川県学校教育等情報化推進計画 (案)

令和6年3月

神奈川県教育委員会

【目次】

1 計画の策定に当たって	1
(1) 背景	1
(2) 位置付け	1
(3) 期間	1
(4) 対象	1
2 現状と課題	2
(1) 児童・生徒の資質・能力	2
(2) 教職員のICT活用指導力	3
(3) 学校のICT環境整備	3
ア ICT機器の整備	3
イ 情報セキュリティ対策	4
(4) 働き方改革とICT推進体制	4
ア 働き方改革	4
イ ICTの推進体制	4
(5) 社会教育施設のICT環境整備	5
3 基本的な方針・施策	6
(1) 児童・生徒の資質・能力	6
ア 基本方針	6
イ 施策	6
(2) 教職員のICT活用指導力	8
ア 基本方針	8
イ 施策	8
(3) 学校のICT環境整備	10
ア 基本方針	10
イ 施策	10
(4) 働き方改革とICT推進体制	11
ア 基本方針	11
イ 施策	11
(5) 社会教育施設のICT環境整備	12
ア 基本方針	12
イ 施策	12

1 計画の策定に当たって

(1) 背景

神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の教育の情報化に関しては、平成27年7月に「神奈川県教育委員会ICT推進指針」を策定し（令和元年10月に改定）、神奈川県立（以下「県立」という。）の学校及び社会教育施設等のネットワークや情報機器等の環境整備に取り組んできました。

その一方で、超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあり、GIGAスクール構想による1人1台端末の利活用が進展している中、教育や学習の在り方も大きな変容が必要とされています。

学習指導要領においては、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」とされています。

教育の情報化の推進に当たっては、このような学習指導要領の趣旨の実現を図ることが重要であり、児童・生徒への教育効果を考えながら有効に活用していくことが大切です。

こうした状況を踏まえ、すべての児童・生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下「法」という。）」が令和元年6月に公布・施行されました。

この法第8条により、定めることが義務付けられている国の「学校教育情報化推進計画」が、令和4年12月26日付けで策定されました。法第9条により、都道府県は国が示す学校教育情報化推進計画を基本として、都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとされています。

(2) 位置付け

法第9条第1項に規定する県教育委員会の学校教育情報化推進計画として位置付けます。また、本計画を県立社会教育施設の情報化も含めた県教育委員会の教育情報化に関する施策の計画とするため、「神奈川県教育委員会ICT推進指針」を統合し、「神奈川県学校教育等情報化推進計画」として一元化します。

(3) 期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(4) 対象

本計画は、県教育委員会が県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）及び県立社会教育施設を対象として策定する、学校教育等の情報化推進の方針・施策です。さらに、市町村教育委員会や関係機関等との連携体制等を対象としています。

2 現状と課題

(1) 児童・生徒の資質・能力

激しく社会が変化する中、児童・生徒が主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を一人ひとりに育てていくためには、各教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力などを育成することが求められます。

改訂された学習指導要領では、言語能力、情報活用能力¹、問題発見・解決能力等学習の基盤となる資質・能力を育成することが明記されました。このうちの情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。

情報活用能力を具体的に捉えると「情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力」です。

これは、問題発見・解決能力と一体のものとして働く資質・能力であることから、その育成状況等についても、問題発見・解決能力と一体のものとして把握することが適当です。

- ・ 高等学校等においては、問題解決能力が向上したと回答した生徒の割合は、令和元年度から令和4年度の目標値 76.0%、78.0%、80.0%、82.0%に対して、実績値は 79.3%、84.6%、85.6%、86.0%（令和4年度は見込み）と、いずれの年度も目標値を上回っており、取組は順調に進んでいます。
- ・ すべての児童・生徒の可能性を引き出し学びを充実させるには、一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に応じて学習を深め、広げるなどの「個別最適な学び」や、多様な他者の自分とは異なる考えに触れ、学びを深める「協働的な学び」を一体的に充実していくことが重要です。
- ・ 1人1台端末をより一層効果的に活用していくことで、一人ひとりが自分のペースを大事にしながら共同で作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など、「協働的な学び」をさらに発展させることも期待されます。
- ・ 不登校、病気、日本語指導を要するなど支援を必要とする児童・生徒については、きめ細かな支援を確保する必要があります。
- ・ 児童・生徒一人ひとりに応じた1人1台端末の活用など、学習段階における連続性のある多様な学びの場を一層充実させることや社会状況に対応した職業教育のため、ICTの効果的な活用を推進する必要があります。
- ・ 児童・生徒がSNS上のトラブルに巻き込まれたり、誤って他人の著作物等を利用したりしてしまうことのないよう、ICTの適切な利用の仕方を指導する必要があります。

¹ 改訂された学習指導要領では、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等学習の基盤となる資質・能力を育成することが明記されています。このうち情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力とされています。

(2) 教職員のICT活用指導力

学習指導要領に基づき、各教科等の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成するに当たっては、ICT環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要です。

その一方で、ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意し、教育的効果を考えながら有効に活用することが大切です。

今後は1人1台端末の活用を充実させていくことが重要なフェーズとなっていることから、教職員が児童・生徒と共にデジタルに慣れ親しみ、使いこなし、適応していくとともに、それぞれが個に応じたデジタル活用のスキルを向上させていくことが求められます。

また、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが大切です。

このため、デジタルを活用した新たな教育手法の開発・普及に取り組んでいくことも必要です。

- ・国が実施する令和4年度の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「授業にICTを活用して指導する能力」の肯定的な回答²は、高等学校で84.8%、中等教育学校で94.8%、特別支援学校で61.1%となっています。
- ・「児童・生徒のICT活用を指導する能力」の肯定的な回答は、高等学校で87.1%、中等教育学校で95.8%、特別支援学校で60.7%となっています。
- ・学校教育のより一層の充実に向けて、教員のICT活用指導力等のさらなる向上に努めることが必要です。
- ・県教育委員会で実施する研修においては、ICT活用指導力の向上を図る取組が行われているほか、高等学校では研究指定校による先進的な実践が行われ、各地域でその取組や成果の普及を図っています。
- ・児童・生徒が、ICTを安全に活用するため、ICT機器やそれを使用する際のトラブルに適切に対処する力の向上も必要です。

(3) 学校のICT環境整備

高等学校・中等教育学校においては、令和4年度入学生から保護者負担等による「1人1台端末」を導入し、各教科等の授業で活用しています。

また、特別支援学校でも、令和5年度から1人1台端末を活用する環境を整えています。

県教育委員会では、1人1台端末等を活用する環境として、ネットワーク環境の整備を行ってきました。

ア ICT機器の整備

- ・1人1台端末を十分に活用するために、普通教室などに電子黒板等の整備が必要とされています。

² 「できる」又は「ややできる」と回答した教員の割合

- ・ 県立学校では無線LANへ接続する機器の増加により、十分な通信速度が出ない場合があるといった課題が明らかになっています。
- ・ ICT環境の整備は急速に進みましたが、今後、ネットワークや周辺機器などの更新を計画的に実施していく必要があります。

イ 情報セキュリティ対策

- ・ 県立学校における児童・生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保のために「神奈川県教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づいて運用しています。

(4) 働き方改革とICT推進体制

ア 働き方改革

- ・ 社会状況の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、複雑化、多様化しており、学校に求められる役割は拡大し、教員の多忙化が課題となっています。
- ・ 県教育委員会では、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、ICTの積極的な活用推進などにより、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保できる環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 県立学校に情報機器が増えたことによる管理事務の増大等に対応するため、無線LANトラブル対応業務の委託等により、ICTを活用した教育活動を支援しています。
- ・ 勤務時間管理システムにより、教員の在校等時間を客観的に把握しており、業務の進め方の見直しを行うとともに、健康管理に活用しています。
- ・ 成績処理等校務を支援する統合型校務支援システムや、入学者選抜におけるインターネット出願、学校ホームページの作成を簡易化するシステム、打合せ掲示板システム、欠席連絡システムなど、教員の校務や事務作業の負担軽減のため、ICTの積極的な活用を推進しています。
- ・ 令和4年度に実施した県公立学校教員勤務実態調査の集計結果では、すべての校種において、前回調査（平成29年度）と比べて1週間当たりの在校等の時間が減少するなど、一定の効果が見られました。しかし、勤務時間が長時間となる教員は依然として多く、教員の働き方改革を一層推進していく必要があります。

イ ICTの推進体制

- ・ 情報化の進展に伴い、システムやアプリケーションが高度化していく中、ICT活用をより一層推進できる教育委員会のデジタル人材を育成し、推進体制を強化する必要があります。

(5) 社会教育施設のICT環境整備

情報化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な運用や、情報基盤の強化が求められています。

現在、県立の図書館や博物館・美術館（以下「博物館等」という。）の県立社会教育施設については、それぞれの施設の役割や目的を達成するために必要な情報システム等を改善し運用していますが、今後はその役割に応じた県民サービスをより向上させていくことが必要です。

3 基本的な方針・施策

目指す児童・生徒像

国の教育振興基本計画において、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられました。

県立学校においても、予測困難な時代に必要な、学習の基盤となる資質・能力を含む学習指導要領に基づき、教科等の学びを通じて育む資質・能力を身に付け、思いやる力や自立して生き抜く力、社会に貢献する力を持った児童・生徒の育成を通して国の基本方針の実現を目指します。

児童・生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することで、学習意欲を喚起し、一人ひとりの可能性や能力を最大限に伸ばします。

そのため、学校教育の情報化においてもこれまで以上にICTの強みを生かし、すべての児童・生徒が安心して快適に学べる環境づくりに取り組むことが求められています。

目指す社会教育施設像

時間的・空間的制約を超えた学びや個々の習熟度や興味関心に応じた学び等様々な学びの在り方が可能となるよう環境を整備することにより、生涯学習の機能を充実させ、県民のウェルビーイングの実現を促進します。

(1) 児童・生徒の資質・能力

ア 基本方針

学習指導要領の趣旨の実現に向け、ICTを効果的に活用してすべての児童・生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。

学習の基盤となる資質・能力のうちの情報活用能力は、問題発見・解決能力と一体のものとして働く資質・能力であることから、探究的な学びを充実させることが大切です。

また、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための取組や、次世代を見据えた先端技術、教育データの利活用を推進します。

イ 施策

(ア) 学習の基盤となる資質・能力を育成します。

- ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実を図り、教科等横断的な学びを通して、学習の基盤となる資質・能力を育成します。
- ・各教科等の授業で取り組む探究活動等で、情報の収集・整理・分析を行い、資料の作成等を通して情報活用能力や問題発見・解決能力を育成します。
- ・学習履歴（スタディログ）等のデータを利活用して児童・生徒自身が振り返り、次の学習に生かせるよう、自分の状況を見える化した上で提供

することで、児童・生徒が自らの学びを調整し、問題発見・解決能力の向上を図ります。

- ・電子黒板等を用いて、視覚的な情報を活用し、より理解が深まる授業を展開することで、学習への意欲や興味・関心を高め、主体的に学びに参加する姿勢を育てます。
- ・オンラインを活用した学校間の共同授業の実施等、地域間の交流も含めた多様な活動をより一層推進し、協働的な学びを通して人生や社会に生かす力を育成します。
- ・情報活用能力を含む調査の結果分析を行い、各教科・科目等の目標に照らして、生徒のICTの活用状況や活用における課題を把握し、活用支援の研究や授業改善を通して、すべての教科で生徒の情報活用能力の育成に取り組みます。
- ・高い専門性を有する研究機関や大学、企業等、外部機関との連携を深め先端技術等を用いて児童・生徒の資質・能力の向上に資する取組を推進します。
- ・先端技術を活用して情報デザインを実現する技術や技能を身に付ける体験活動等の充実を図ります。
- ・生成AI³について、生徒が仕組みや学びへの生かし方について考察したり、自己の判断の重要性を考えたりなど、情報活用能力の育成への活用、効果とリスクについて検討を進めます。
- ・学校図書館において、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能や環境を充実させ、探究活動等による1人1台端末の効果的な活用を進めます。
- ・高等学校の教科「情報」や、ICTを活用した教育活動を通して、生成AI、データサイエンスなど、Society5.0を支える先端技術等の分野に進み、次世代を担う児童・生徒たちが増えるような取組を進めます。
- ・1人1台端末を活用した実習等のより実践的な学習活動を通じて、職業教育や協働的な学習を行い、自立と社会参加を進めます。

(イ) 多様な児童・生徒一人ひとりの興味・関心等に応じた個別最適な学びを充実します。

- ・不登校、病気、障がい、日本語指導が必要など、きめ細かな支援が必要な児童・生徒へ多様な学びの機会を提供し、ICT等先端技術を活用することで、誰一人取り残されることなく、個々の資質や能力を伸ばすことのできる教育を推進します。
- ・1人1台端末等ICTの活用を通して、一人ひとりの障がいの状態や、

³ AIとは人工知能（Artificial Intelligence（アーティフィシャル インテリジェンス））の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。それが現在のAIの中心技術、機械学習です。機械学習をはじめとしたAI技術により、翻訳や自動運転、医療画像診断や囲碁といった人間の知的活動に、AIが大きな役割を果たしつつあります。

特性及び心身の発達の段階等に応じて、必要な支援を行います。

- ・学校への登校に困難を抱える児童・生徒が自宅等での教育機会確保のため、通信制高校のeラーニングシステムを活用した学校間連携等、遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルを検討します。

(ウ) 研究推進校の取組や成果を共有し、質の高い教育の充実を図ります。

- ・ICT利活用授業研究推進校では、ICTの活用により、主体的・対話的で深い学びに資する指導方法やデジタル教材作成などの研究開発に取り組めます。
- ・プログラミング教育研究推進校では、論理的思考力を身に付け、協働して問題解決が図れる人材を育成するため、プログラミング学習に関する先進的な研究開発に取り組めます。
- ・STEAM教育⁴研究推進校では、STEAM教育を推進し、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組めます。

(エ) 情報社会において適正な活動を行うための考え方を育成します。

- ・情報社会において適正な活動を行うため、情報モラルや著作権を含めた正しい知識を習得し、トラブルに対して主体的かつ適切に対応する力を育成します。
- ・学校だけでなく家庭でも活用の機会が増えるICT機器の正しい利用方法について啓発することで、健康面への影響に関心を持てるよう取り組みます。

(2) 教職員のICT活用指導力

ア 基本方針

学習指導要領の着実な実施により、授業等でICTを効果的に活用し、児童・生徒の情報モラルやデータリテラシー⁵等情報活用能力を育成するため、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

このために、自律的に学び続けられる環境や教育コンテンツを充実し、1人1台端末やアプリケーション、データを活用したICT活用指導力を高める研修等の充実を図ります。

イ 施策

(ア) 新たな教育手法の研究開発・普及を促進します。

- ・高等学校におけるICT利活用授業研究推進校等、各指定校の研究開発成果の共有、普及を図ります。

⁴ STEAM教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科等横断的な教育。STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) で表される科学系の学びに、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を包含するリベラルアーツ (A) を加えたもの。

⁵ 情報 (データ) に関する知識や、必要な情報を引き出し、活用する能力のこと。

- ・高い専門性を有する研究機関や大学、企業等、外部機関との連携を深め、先端技術や各種ツールの活用など新たな教育手法の研究開発を進め、教職員への普及を図ります。
- ・生成A I、データサイエンスなど、Society5.0を支える先端技術等の分野に興味関心を持つ児童・生徒の育成方法等の研究を関係機関と連携して進めます。
- ・児童・生徒の学習履歴（スタディ・ログ）活用等データリテラシー向上のため、実践事例の共有や研修等で教職員の指導力向上を図ります。
- ・児童・生徒が自身の学習及び学習の履歴や成績及び進捗状況の管理などが見える化をすることができる学習マネジメントシステム（LMS）や文部科学省C B Tシステム（M E X C B T：メクビット）⁶の活用による学習状況の把握など、個に応じた学習方法とフィードバックの支援を検討します。

（イ）教職員のI C T活用指導力の向上に取り組みます。

- ・I C T活用の効果的かつ効率的な研修形態の検討を進めます。対面研修のほか、W e bサイトによる情報配信も取り入れ、研修の質の向上や受講環境の整備を進めます。
- ・教職員の経験に応じた年次研修等、各段階の取組において、I C T活用指導力向上を目指します。
- ・学校や教職員、教育関係機関等の要請に応じて、カリキュラム等に関する適切な指導・助言等の支援を行う制度（カリキュラムコンサルタント）の活用等を通して、学校のニーズに応じた研修機会の充実を図ります。
- ・I C T活用実践事例の創出・収集を行い、W e bサイト等による普及を行います。また、指導資料の作成・周知を通して、教職員個人や校内研修など学校の取組を促進します。
- ・個別最適化された学びの質を高めるため、1人1台端末の活用や児童・生徒の状況に最適な教育用アプリケーションの効果について検証し、活用方法の共有を進めます。

（ウ）教職員の情報モラルに関する指導力の向上を図ります。

- ・知的財産権への理解をより深め、I C T活用において著作物等の正しい利用の普及啓発をします。
- ・児童・生徒がI C Tを安全に活用できるよう情報モラルに関する実践事例を共有し、各学校の校内研修の充実を図ります。

（エ）児童・生徒のS O Sを把握する仕組みを充実します。

- ・児童・生徒がS O Sを発信するための多様なチャンネルの一つとして、

⁶ 文部科学省 Computer Based Testing。小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるC B Tシステム。C B Tとは、コンピューター使用型調査。

SNS等を活用した相談を引き続き実施します。

- ・児童・生徒の抱える困難や課題を早期に把握し、教育相談体制を充実させる「かながわ子どもサポートドック」の取組にICTを活用しアンケート集計等を実施します。

(オ) 日本語指導が必要な児童・生徒への支援を充実します。

- ・日本語指導が必要な児童・生徒について、外国籍等の保護者との連絡や面談等の支援に、多言語翻訳機器やアプリケーション等ICT活用の検討を進めます。

(カ) 県内市町村教育委員会との連携を図ります。

- ・県内市町村教育委員会が参加する協議会等において、市町村立小・中学校におけるICT活用の好事例を収集・共有するとともに、県教育委員会ホームページに掲載・更新するなど、市町村教育委員会等と連携して各学校のICT活用を支援します。

(3) 学校のICT環境整備

ア 基本方針

すべての児童・生徒及び教職員が快適にICTを活用できる環境を整備します。また、安全にICTが活用できるルール等を整備します。

イ 施策

(ア) 快適にICTを活用できる環境を整備します。

- ・児童・生徒一人ひとりの資質・能力を一層確実に育成するGIGAスクール構想の確実な実現に向けて、普通教室等への電子黒板の整備等、ICT環境整備を進めます。
- ・校内無線LANの高速かつ安定した通信環境を整備します。
- ・ネットワーク接続の不具合や機器の故障に迅速に対応できる仕組みを検討します。
- ・デジタル技術の動向を注視しながら、計画的に整備した機器の更新等を検討します。

(イ) 安全にICTが活用できるルール等を整備します。

- ・安全に情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策を適宜見直していきます。また、留意点等の周知・徹底を図ります。

(ウ) 県内市町村教育委員会との連携を図ります。

- ・市町村立学校における1人1台端末の計画的な更新等、GIGAスクール構想の着実な推進に向けて、市町村教育委員会等と連携して各学校の

I C T環境整備を支援します。

(4) 働き方改革と I C T 推進体制

ア 基本方針

教員の長時間勤務を是正し、児童・生徒と向き合う時間等を確保することにより教育の質を高めるため、I C Tを活用した校務効率化をより一層進めます。

校務D X⁷を推進するため、県教育委員会による安定的・継続的な支援ができる体制づくりを進めます。

イ 施策

(ア) 情報化による校務の効率化をより一層進めます。

- ・教員の事務作業等の負担を軽減するために、現在導入している校務用コミュニケーションツール等について、より効率化を図れるよう検討を進めます。
- ・学校と家庭との連絡等を円滑かつ効率的に行うシステムの検討を進めます。
- ・テスト答案の電子返却も含め、採点業務・評価の効率化を図るとともに、結果を教育データとして把握できる採点支援システムの検討を進めます。
- ・特別支援学校の学籍や指導要録、保健情報等を一元化して管理するために、統合型校務支援システムの導入を進めます。
- ・業務の効率化に向けて、高等学校・中等教育学校における統合型校務支援システムの機能の改修・改善による利便性向上を図ります。
- ・生徒指導要録及び調査書の原本の電子化について、国の動向を踏まえて検討を進めます。

(イ) I C T 推進体制を強化します。

- ・I C T機器や活用に関するヘルプデスク機能を充実し、不具合や故障時の解決策のW e bサイトへの掲載を拡充させます。
- ・児童・生徒の利便性の向上や教員の負担軽減、業務の効率化等のため、教員のI C T活用や機器の管理等の支援体制を強化します。
- ・高い専門性を有する研究機関や大学、企業等、外部機関、教育委員会の各所管所属や市町村教育委員会と連携しながら、校務D Xを牽引・推進することができる、県教育委員会におけるデジタル人材の育成を促進します。
- ・県教育委員会の各所管所属がI C T環境整備の充実を進めていくに当た

⁷ 令和の日本型学校教育を支える校務D Xに向けて、GIGAスクール構想が目指す学びの未来の相似形として次世代の校務D Xを捉え、紙ベースの校務を単にデジタルに置き換える(Digitization)のではなく、クラウド環境を活用した業務フロー自体の見直しや外部連携の促進(Digitalization)、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化(Digitaltransformation)を目指します。

っては、デジタル技術及びICTマネジメントの両面から支援ができる体制づくりを進めます。

(5) 社会教育施設のICT環境整備

ア 基本方針

県立社会教育施設それぞれの役割や目的を達成するために必要な情報システム等の改善・運用を引き続き行い、県民サービスの向上を図ります。

イ 施策

(ア) 県立の図書館における施策

- ・Webサイトを活用した情報発信の充実、市町村や県内関係機関等とのネットワークのシステム改善や外部機関が公開するデータベースと横断的に検索できる環境の整備のほか、利用者のニーズに応じた電子書籍のコンテンツ拡充等に取り組みます。

(イ) 県立の博物館等における施策

- ・収蔵資料情報（デジタルアーカイブ）を拡充し、データベースの継続的な公開・運用を行います。
- ・増加する収蔵資料情報に対応したシステムの改善と運用や、展示解説を楽しめるスマートフォン用アプリケーションの活用を図ります。

神奈川県学校教育情報化推進計画 アドバイザー

※計画の作成に当たり、次の方々に御助言いただきました。

放送大学 中川 一史 教授

北里大学 西原 秀夫 教授

国立教育政策研究所 福本 徹 総括研究官

神奈川県学校教育等情報化推進計画

令和6年度～令和10年度

策定・発行
令和6年3月

神奈川県教育委員会

(事務局) 教育局総務室 I C T 推進グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話045-210-8075

神奈川県学校教育等情報化推進計画 令和6年3月



神奈川県

教育委員会教育局 総務室

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045) 210-8075